

感謝状贈呈者の選考基準

平成3年3月7日 第86回理事会了解

1. 国の行政機関職員の場合

廃棄物・清掃行政に永年勤務し、且つ、課長以上の職にあった者で、現に国家公務員でない者

2. 学識経験者の場合

本会の調査研究事業に永年参画し、且つ、常設の委員会において永年委員長以上の職にあった者

3. 会員の場合

1) 役員または評議員

おおむね5年以上在職した者で、現に退職、または、転職した者

2) 地区協議会幹事長また賛助会員協議会幹事長

おおむね5年以上在職した者で、現に退職、または、転職した者

3) 委員長

委員におおむね5年以上在職し、その間に委員長の務めたことのある者

(但し、企画委員会については、委員長の職を経ない者を含む。)で、現に退職、または、転職した者

4. 各号以外の者の場合

本会の事業に次に掲げるような特別の協力、または、功績があった者で、現に退職、または、転職した者

(1) 本会の委員会の運営に参画し、且つ、委員長の職を経験した者で、その間に定款、組織、規則等の改正など特に重要な課題の処理の取りまとめに尽力があった者

(2) 本会の委員会、調査研究等の事業におおむね7年以上参画した者